（自動車型式指定規則の一部改正）

第三条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）」を「独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）」に、「研究所に」を「機構に」に改め、同条第二項中「第八号」を「第八号まで」に改め、同項第三号中「装置」を「共通構造部又は法第七十五条の三第一項の指定を受けた装置」に改め、同項第八号中「写」を「写し」に改め、同条第三項中「研究所」を「機構」に改める。

第三条の二第一号及び第二号中「研究所」を「機構」に改め、「提示された自動車」の下に「又は前条第一項の申請に係る自動車」を加え、同条第三号中「（以下この号において「改善措置の届出」という。）」を削り、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の製作者等（以下「指定製作者等」という。）は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面の添付に代えることができる。

2　機構は、指定製作者等に対し、前項の規定による申請に係る指定に関し必要があると認めるときは、当該申請に係る自動車の提示を求めることができる。

第五条中「国土交通大臣は、指定」の下に「（第三条の二第一項の規定による申請に係るものを除く。）」を加える。

第六条の表第三号第二欄中「霧灯の取り外しに係る変更その他の」を「当該」に、「その指定を受けた自動車（以下「指定自動車」という。）の型式と同一であると認められ、かつ、当該変更に係る」を「同一と認められる型式の範囲内にあり、かつ、当該」に改め、「以下同じ。」を削る。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

第十二条中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五第二項」に改め、同条を第十一条とする。

第一号様式の次に次の様式を加える。

第一号様式の二（既指定自動車型式指定申請書）（第三条の二関係）

自動車検査登録印紙

受付番号（※）

受付年月日（※）

既指定自動車型式指定申請書

年　　月　　日

国土交通大臣　殿

車名及び型式

指定番号

指定製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所

異なる事項及び異なる事由

備考

（日本工業規格A列4番）

備考

（1）※の欄は、申請者が記入しないこと

（2）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。